

# 用語解説

## 被害者参加旅費等支給制度

一定の犯罪の被害者や遺族等は、裁判所の決定により刑事裁判に参加することができ、そのような被害者等は被害者参加人と呼ばれます。被害者参加人が刑事裁判に出席した場合、従前は、裁判所までの交通費や宿泊料は自己負担でしたが、平成25年12月1日から被害者参加人が公判期日又は公判準備（以下「公判期日等」といいます。）に出席した場合、旅費（交通費）、日当や宿泊料が日本司法支援センター（法テラス）から支給される制度が始まりました。この制度はすべての被害者参加人が利用でき、これにより被害者参加人への経済的な支援がなされるようになりました。ただし、被害者参加人であっても、傍聴席での傍聴にとどまる場合には支給されません。

支給される費用としては、裁判所までの旅費、日当及び裁判に出席するために必要な宿泊料です。旅費は、原則として最も経済的（安価）な経路・交通手段によって計算されますので、実際に掛かった交通費と一致しないことがあります。旅費として支給されるのは、住居所から裁判所までの往復に掛かった鉄道賃、船賃、航空賃とそれ以外の区間については、距離に応じて1km当たり37円で計算した金額（路程賃）です。航空賃

は、離島や遠隔地から裁判所に行く場合など、航空機を利用する必要があると認められる場合に支給されます。なお、天災や身体の障害などの理由によって公共交通機関の利用が困難な場合には、実際に利用した交通手段の費用が認められる場合があります。日当は、裁判への出席及びそのための移動に必要な日数に応じて1日当たり1,700円、宿泊料は出席した裁判所の所在地によって8,700円又は7,800円の定額が支給されます。

旅費等の支給手続は、まず、公判期日等に出席した被害者参加人が請求書と必要書類を裁判所に提出します。裁判所は被害者参加人の出席証明書を作成し、被害者参加人から提出された請求書等に添付して法テラスに送付します。法テラスでは、旅費、日当及び宿泊料を算定し、被害者参加人へ口座振込により送金します。

旅費等の請求書用紙、記載例及び支給手続に関する「被害者参加旅費等のお知らせ」という書面は、裁判所からの被害者参加許可決定と一緒に送付されますが、これらは法テラスのホームページからもダウンロードすることができます。

なお、被害者参加旅費等の請求の期限は、裁判が終了してから30日以内です。

被害者参加旅費等支給制度については、法テラスのホームページ <http://www.houterasu.or.jp/> でもご案内しておりますので、ご参照ください。

日本司法支援センター本部  
第二事業部犯罪被害者支援課  
課長 鹿士 真由美

まずは、私たち法テラスへ  
日本司法支援センター  
**法テラス**

●弁護士のご紹介  
法律専門家の力が必要な場合は、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介いたします。弁護士を依頼する場合は費用等について、貴族額など一定の要件のもと、法テラスを通じて次のような制度をご利用いただくことができます。  
(費用は別記により異なります)

●弁護士費用等に関する援助制度

刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための  
**国選弁護制度**  
刑事手続

日弁連委託援助  
刑事手続・行政手続

民事法律扶助  
民事手続

### 被害者参加制度

一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度です。

① 誰が、参加できますか？

参加の申請ができるのは、

- 殺人、強盗などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- 強盗の未遂、強盗未遂の罪
- 自動車運転過失致死傷などの罪
- 強姦及び強姦未遂の罪
- 強姦、強姦未遂、人殺未遂の罪
- 2～5の犯罪行為を伴う他の犯罪

①～5の未遂罪  
の凶器被害者または法定代理人（未成年者の保護者など）、犯罪被害者本人がなくなった場合や自ら重大な障壁がある場合の犯罪被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹です。

② いつ、申出をすることができますか？

記録された後であれば、いつでも参加の申出をすることができます。

③ 申請方法は？

裁判所に対し、検察官を通じて刑事裁判への参加を申し出ることができます。

④ 何ができますか？

裁判所が刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者などを被害者参加人といいます。

- 公判期日に出席すること
- 検察官の権限行使に際し、意見を述べ、説明を受けること
- 証人に質問すること
- 被告人に質問すること
- 事実関係や法律の適用について意見を述べることができること

※被害者参加人は、刑事裁判に参加するに当たり、上の1～5の行為を義務づけられることはありません。

### 刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための国選弁護制度

経済的に余裕のない被害者参加人も、弁護士（国選被害者参加弁護士）による援助を受けたいだけを行うため、裁判所が国選被害者参加弁護士の選定し、国がその費用を負担する制度です。

① 国選被害者参加弁護士の選定を請求するための条件は？

被害者参加人の能力（収入、税金などの経済状況の合計額）から、犯罪行為を原因として6か月以内に出資することとなる認められる費用の割合（総費用）の7割を、国に申請し200万円未満である場合です。

※平成25年12月1日改正後の制度

② 請求方法は？

上記条件を満たした被害者参加人の方は、裁判所に対し、法テラスを通じて、国選被害者参加弁護士の選定を請求することができます。

発行：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

7